

生活指導方針

1 指導目標

生徒の自主的な活動を柱に

「人・物・時間」を大切に生徒を育てる。

2 基本方針

教師と生徒・保護者の信頼関係を土台に

- (1) 教師集団の共通理解のもと一致した取り組みを創り出す。
- (2) 規則で縛るのではなく、人としてどう有るべきか、生徒・保護者と共に考えていく体制を作り出す。
- (3) 学校生活における活動が出来る限り生徒の自主的活動となるよう支援していく。

3 指導方法及び指導の重点

- (1) 問題が発生したら基本的に直接現場にいた教師を中心に当該学年で指導に当たるが、時と場合によっては、学年の枠にとらわれず、他学年の問題も自分の学年同様に指導する。指導内容、経過は、朝の打ち合わせ、生活指導部会や職員打ち合わせ（職員会議を含む）で報告し、全職員が事の次第を把握できるようにする。
- (2) 日常生活の疑問点もそのままにせず、学年会・運営委員会等で十分話し合うと共に、学校全体の問題として考えていく。
- (3) 年度当初や随時、職員会議や朝の打ち合わせで指導上配慮を要する生徒等の情報交換を行う。講師の先生にも教科担当から確実に伝達する。
- (4) 指導の趣旨が理解できない生徒や指導が不十分になってしまった生徒に対しては、親の理解を求めつつ、根気強く継続的に指導をする。
- (5) 必要に応じて家庭と地域社会との緊密な連携を図り、地域の教育力の積極的な活用を進める。
- (6) 喫煙の害・飲酒の害・薬物の害については、保健部や保健体育科と連携を計りながら、道徳や学活、学年集会、全校集会を利用し生徒に意識付けしていく。
- (7) いじめ等、生活指導の問題については、別紙「八王子市立松が谷中学校いじめ対策基本方針」参照。
- (8) 人を大切にするという観点から
 - ① 集団生活において自己中心的な考えを抑え、仲間と協調する態度を育てる。
 - ② 他者（自分と違う考えを持つ人）を認め受け入れる姿勢（『人と自分は違って当たり前』）を強調し、特にいじめに対しては、その兆候を見逃さず敏感に対応する。
 - ③ 挨拶、言葉遣いは、人と人が接する上で大切な要素となるので意識し指導する。特に挨拶は学級指導・教科指導を中心に教師自ら声を掛けていく。
- (9) 物を大切にするという観点から
 - ① ほしい物は何でもすぐ手に入る現代社会において、だからこそ『無くなれば買えばいい』という考えを脱し、『最後まで使い切る』（物に対する愛着心）を育てる。
 - ② 公共物（机・椅子・壁への落書きや清掃用具の扱い、貸出物の扱い等）に対しては、自分の

物ではないからこそ自分の物以上に大切にする精神を育てる。

③①に関しては、学活・道徳・学年集会等で折に触れ生徒に話していく。また、②に関しては、生活委員会や学級委員会等の生徒会活動を充実させ、できるだけ生徒自身に考えさせていく。

(10) 時間を大切にするという観点から

①まず、教師自ら時間を意識しチャイムと同時に授業を開始できる体制を心がける。

②朝の出席確認は、8時25分の時点で担任は教室にいるようにする。従って、朝の学年の打ち合わせもやむを得ない場合以外は、短時間で済ませるよう配慮する。

③欠席者、遅刻者は、朝の時点で各学年のホワイトボードに記入し生徒の出席状況が把握できるよう心がける。

④朝礼がある月曜日に関しては、金曜日の帰りの学活で確認し、少し早めに登校するよう指示を出す。

⑤チャイム着席（授業遅刻を含む）対応は、学年の実体に合わせて、学年で取り組む。その際、生活委員会・学級委員会等の活動を充実させ、できるだけ生徒の力で取り組ませる。

⑥一般下校については、教室の戸締まり・消灯・エアコン等の確認を生活委員（週番）が点検する。

⑦最終下校については、部活や生徒の指導担当が責任を持ち下校させる。

4 暴力的な指導（体罰）防止に向けた取り組み

体罰は、生徒の心身に極めて深刻な影響を与えるとともに、教員、学校の信頼を著しく失墜させる行為である。また、体罰は違法行為である。そこで、生徒一人一人を大切にし、その可能性を十分に引き出すために、本校では以下のように体罰防止に向けて取り組む。

(1) 共通行動の実施

- ・「体罰ゼロ」を全教職員で共通理解したうえで、指導にあたる。
- ・生徒ひとりひとりを大切にし、可能性を引き出す指導を行う。

(2) 体罰根絶に向けた管理職による面接と研修の実施

管理職が全教職員に、体罰防止に向けた面接を実施し、暴力的な指導についての聞き取りを行う。また、年1回、体罰に関する校内研修を行うとともに、職員会議、研修会で生徒の人権を尊重した教育について徹底を図る。

(3) 体罰防止セルフチェックシートを活用した状況の把握

毎月、全教員が体罰防止チェックシートで日常の指導を振り返り、自己点検を行う。

(4) 複数体制・情報体制の徹底 (R7より追加)

- ・状況周知を学年教員等の関係者で共有し、指導体制を複数教員で構築する。
- ・生徒の人権を配慮し、適切な説諭指導を行う。